

○順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程

平成19年12月1日

規第平19—12号

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学(以下「本学」という。)情報倫理ガイドラインに基づき、本学の教育・研究・診療におけるバイオサイエンスの安全管理を維持・推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 第1条の目的達成のために、本学にバイオサイエンス安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、学長の管理のもとに次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育・研究・診療におけるバイオサイエンスの安全管理に関すること
- (2) 規則の立案に関すること
- (3) 教育訓練及び健康管理に関すること
- (4) 事故等発生にかかる対応及び改善策に関すること
- (5) 立ち入り検査等に関すること
- (6) 学内外との調整に関すること
- (7) マニュアル等の作成・改定等に関すること
- (8) その他バイオサイエンス安全管理に関すること

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係する各学部・研究科の長
 - (2) 次条に定める各専門委員会委員長
 - (3) 科学的・倫理的見識を有する者
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、医学研究科長を充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の意見等を求めることができる。

(専門委員会)

第5条 委員会に別表に掲げる専門委員会を置く。各専門委員会の組織及び任務については、別に定める。

2 各専門委員会は、所管する事項に関するマニュアルを整備し、関係者に周知徹底する。

(事故／インシデント・レポート)

第6条 本学において発生したバイオサイエンスに関する全ての事故、怪我、ニアミス等(以下「事故等」という。)については、別に定める様式による事故／インシデント・レポートに基づき委員会に報告しなければならない。ただし、診療を所管する部署における事故／インシデント・レポートの取扱については、当該施設の長が対応するが、委員会には事後報告を行うものとする。

2 事故／インシデント・レポートの報告は、事故等が発生した部署の長、あるいは当事者が行う。ただし、当該報告を提出したことを理由に不利益を受けることはない。

3 事故等の対応は、前条第2項に定める各マニュアルに基づくものとする。なお、事故等の対応にあたって、委員長は、委員会の議を経て学長に諮り、適当な者を指名することができる。

4 事故／インシデント・レポートについては、専門委員会においてすみやかに検討し、必要な措置あるいは適切な改善等を行い、委員会に報告するものとする。

5 事故等において発生した経費については、事故等の原因が故意又は重大な過失等に基づく場合には、当事者に損害補償を求めることがある。

(自己点検・評価)

第7条 本学のバイオサイエンス安全管理の維持・進展のために、安全管理に関する自己点検・評価を毎年実施し、その結果を公表する。

(庶務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部総務課が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、理事会の承認を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

別表 専門委員会及び関連する規程

専門委員会の名称	関連する規程の名称
----------	-----------

遺伝子組換え実験安全管理委員会	<ul style="list-style-type: none">・順天堂大学遺伝子組換え実験安全管理規則・順天堂大学遺伝子組換え実験実施細則
動物実験委員会	<ul style="list-style-type: none">・順天堂大学動物実験等管理規則・順天堂大学医学部実験動物委員会規程・順天堂大学さくらキャンパス実験動物委員会規程
病原体等安全管理委員会	<ul style="list-style-type: none">・順天堂大学病原体等安全管理規程